従七位
従四位に叙する
原田　新衛
正五位に叙する（各通）
犬丸　淳
因　久良
杉山　徹郎
美田　正
従五位に叙する（各通）
坂井　敏行
中西　禎司
長尾　正已
松澤　幸人
正六位に叙する（各通）
岩崎　進
高木　忠良
奥薗　豊
高橋　利一
従六位に叙する（各通）
石田　貞雄
築山　喜久
牧田　昭男
正七位に叙する（各通）（以上三月十六日）
武士　孝
従四位に叙する
會田　勝雄
佐藤　幸男
松本　守夫
従六位に叙する（各通）
川村八太郎
高木　學
濱野　志郎
正七位に叙する（各通）（以上三月十八日）
今村　宏治
正五位に叙する
黒木　数義
高野　達男
従五位に叙する（各通）
坏　晴海
橋本　嘉孝
松川　一明
従六位に叙する（各通）
和氣清四郎
正七位に叙する（以上三月十九日）
従七位
高林　康一
正四位に叙する
黒田　達朗
平林　義男
従五位に叙する（各通）
入部　和之
正六位に叙する
石井　一成
（警視庁警部補）
田中　和夫
湯浅　義博
従六位に叙する（各通）
志賀　康男
正七位に叙する（以上三月二十日）
高橋　政男
荻津　三郎
（長崎県警部）
松永　義範
吉村　正
従六位に叙する（各通）
大橋　金平
正七位に叙する（以上三月二十一日）
中尾　博邦
松村　忠明
佐藤　修二
中野　十二
森　經一
奥薗　豊
高橋　利一
牧田　昭男
武士　孝
佐藤　幸男
松本　守夫
濱野　志郎
今村　宏治
高野　達男
松川　一明
和氣清四郎
高林　康一
平林　義男
入部　和之
田中　和夫
湯浅　義博
志賀　康男
高橋　政男
松永　義範
吉村　正
大橋　金平

○叙勲

小原　敏
旭日単光章を授ける（各通）（三月十四日）
古畑　平一
桑原　宗夫
旭日双光章を授ける
藤原　修二
（栃木県茂木町議会議員）
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十五日）
布施　一夫
谷中　崇一
河野　計美
旭日双光章を授ける
稲村　昭夫
加藤　信昭
旭日単光章を授ける（各通）（三月十六日）
大西　種夫
中井　浦司
石尾　康二
瑞宝小綬章を授ける（各通）
佐々木敏雄
岡　重雄
工藤　喜通
櫻井　金光
松本　榮男
山崎　勝
瑞宝双光章を授ける（各通）
岡村　博
佐澤　久光
星野　幸裕
丸山　寅男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十四日）
野崎　善雄
山本由利子
大澤　昇次
瑞宝小綬章を授ける
牛山　基嘉
岡田　國介
川島　忠雄
小沢　祐治
田村　元生
高橋　邦雄
中山　貞司
永留　伸行
長谷川　章
平田　藏雄
平田　知之
平林　襄治
三上　定雄
吉本　猛
瑞宝双光章を授ける（各通）
吉田　勇
瑞宝単光章を授ける（以上三月十五日）
美田　正
瑞宝小綬章を授ける
石田　貞雄
高橋　利一
築山　喜久
中西　禎司
長尾　正已
松澤　幸人
水野　政治
瑞宝双光章を授ける（各通）
成瀬一二三
岩崎　進
羽柴小太郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十六日）
井原　貞久
瑞宝双光章を授ける（三月十七日）
高野　達男
松川　一明
瑞宝双光章を授ける（各通）（三月十九日）
黒田　達朗
平林　義男
瑞宝小綬章を授ける（各通）
入部　和之
瑞宝双光章を授ける
（警視庁警部補）
湯浅　義博
瑞宝単光章を授ける（以上三月二十日）
松永　義範
（長崎県警部）
瑞宝双光章を授ける（三月二十一日）

皇室事項

信任状捧呈式

四月十五日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ボリビア国特命全権大使ルイス・マサハル・ヒガ・トゥタの信任状捧呈式を行われた。

四月十五日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在インド国特命全権大使アロク・プラサドの信任状捧呈式を行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月十四日午前九時三十五分御出門、東日本大震災に伴う被災地御見舞のため、千葉県旭市へ行幸啓、午後六時七分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、四月十七日シリア国の独立記念日につき、同月十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、四月十八日シンバブエ国の独立記念日につき、同月十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の2第2項第1号の訓練の実施について、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第60条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年4月19日　総務大臣　片山　善博

1　訓練の実施期日及び時間　平成23年7月5日（火）から同月7日（木）までの3日間、毎日午前9時から午後4時まで

2　訓練の実施場所　〒185―8795　東京都国分寺市泉町2―11―16　総務省情報通信政策研究所

3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

(1)　受付期間　平成23年4月20日（水）から同年5月19日（木）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成23年5月19日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(2)　来庁時の受付時間　午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　申請書の提出先　申請書は、合格した無線従事者国家試験の受験地等を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060―8795　北海道札幌市北区北8条西2―1―1　札幌第1合同庁舎
東北総合通信局	〒980―8795　宮城県仙台市青葉区本町3―2―23　仙台第2合同庁舎
関東総合通信局	〒102―8795　東京都千代田区九段南1―2―1　九段第3合同庁舎
信越総合通信局	〒380―8795　長野県長野市旭町1108　長野第1合同庁舎
北陸総合通信局	〒920―8795　石川県金沢市広坂2―2―60　金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局	〒461―8795　愛知県名古屋市東区白壁1―15―1　名古屋合同庁舎第3号館
近畿総合通信局	〒540―8795　大阪府大阪市中央区大手前1―5―44　大阪合同庁舎第1号館
中国総合通信局	〒730―8795　広島県広島市中区東白島町19―36
四国総合通信局	〒790―8795　愛媛県松山市宮田町8―5　日本郵政グループ松山ビル6F
九州総合通信局	〒860―8795　熊本県熊本市春日2―10―1
沖縄総合通信事務所	〒900―8795　沖縄県那覇市東町26―29―4F